

1. 商品等の内容（当金庫は、組成会社等の委託を受け、お客様に商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	たわらノーロード バランス（8資産均等型）・証券投資信託
組成会社（運用会社）	アセットマネジメント One 株式会社
販売委託元	アセットマネジメント One 株式会社
金融商品の目的・機能	信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は、中長期での資産形成を目的とし、この商品の運用方針に則した収益を求め、元本割れリスクを許容する方を主な購入層として念頭においています。
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。

（質問例）この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べてどのようなメリット・デメリットがありますか。
この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができますか。

2. リスクと運用実績（本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。 投資先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。 為替相場の変動による影響を受けます。
〔参考〕 過去1年間の収益率	19.2%（2024年4月末現在）
〔参考〕 過去5年間の収益率	平均 7.5% 最低-8.2%（2020年3月） 最高 29.0%（2021年3月） （2019年5月～2024年4月の各月末における直近1年間の数字）

※ 損失リスクの内容の詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書の「投資リスク」】、運用実績の詳細は【交付目論見書の「投資リスク」】に記載しています。

（質問例）この商品と比較して相対的にリスクの低い類似商品がありますか。あればその商品について説明してください。
リスクについて、理解できるように説明してください。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用 （販売手数料など）	この商品に購入時手数料はありません。
継続的に支払う費用 （信託報酬など）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率。信託報酬率は年 0.143%（税込）以内。また、その他費用・手数料等が実費でファンドから支払われます。これらは事前に料率、上限等を表示することはできません。 ※信託報酬率の詳細は交付目論見書でご確認ください。
運用成果に応じた費用 （成功報酬など）	ありません。

※ 上記以外に生ずる費用を含めて詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書の「手続・手数料等」】の項目に記載しています。

（質問例）この商品と比較して費用がより安い類似商品がありますか。あればその商品について説明してください。
この商品に 100 万円投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してください。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

この商品の償還期限はありません。但し、繰上償還の場合があります。

この商品をお客様が換金・解約する場合には、解約手数料および信託財産留保額はかかりません。

市場の閉鎖、海外の取引所・銀行の休業日の場合等、換金・解約ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書の「手続・手数料等」】の項目に記載しています。

（質問例）この商品を換金・解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのか説明してください。

5. 当金庫の利益とお客様の利益が反する可能性

お客様がこの商品を保有されている間、蒲郡信用金庫は組成会社（運用会社）を通して信託報酬の一部（年率 0.077%（税込））をいただきます。これは、購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。

蒲郡信用金庫は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係にありません。

営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売と比べて高く評価されるようなことはありません。

※ 利益相反の内容とその対処方針については、蒲郡信用金庫 HP の「利益相反管理方針の概要」をご参照ください。

<https://www.gamashin.co.jp/policy/interests.html>

（質問例）蒲郡信用金庫が得る手数料が高い商品など、お客様の利益より蒲郡信用金庫の利益を優先した商品を勧めていませんか。

6. 租税の概要（NISA、つみたて NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

分配時における所得税および地方税は、配当所得として普通分配金に対して 20.315%課税されます。

換金（解約）時および償還時における所得税および地方税は、譲渡所得として換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%課税されます。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書の「手続・手数料」】の項目に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、当 Web サイトに掲載された次の書面をよくご覧ください）

2024.7.13 現在

契約締結に当たっての注意事項等をまとめた「契約締結前交付書面」、金融商品の内容等を記した「目論見書」については、紙でお渡しします。